

総行第426号
令和8年9月1日

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県庁舎・公共施設担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

今般、第75回中央最低賃金審議会において、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和8年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、これまで、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第4号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和7年9月5日。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、年度途中に最低賃金額の改定があった場合には、適切な価格で単価を見直すこと等により、契約金額を変更することを検討するなど、適切に対応されるよう周知してきたところです。

今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定）に基づき、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な価格で単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。